



郡上市議会議長 森 藤 文 男 様

郡上市監査委員 神 谷 公



郡上市監査委員田代まさ



令和6年度定期監査の結果について(報告)

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定により、別記のとおりその結果を報告します。

令和6年度

定期監査結果報告書

令和7年2月提出

郡上市監査委員

令和6年度定期監査の結果

1 監査の種類

定期監查(地方自治法第199条第4項)

2 監査の対象

(監査対象部局)

各部局、消防本部、教育委員会事務局、振興事務所、環境水道部、病院 (監査の対象範囲)

令和6年4月1日から令和6年9月30日までに執行された事務事業

3 監査の着眼点

- (1) 財務事務は適正に執行されているか
- (2) 令和5年度決算審査における「意見と指摘事項」に対応されているか
- (3) 各部署において課題となっている施設等の現場状況

4 監査の実施内容

- (1) 書類の監査
- (2) 資料に基づく説明の聴取
- (3) 現地での監査

5 監査の実施場所及び日程

実施場所 郡上市役所 4 階委員会室及び現地 実施日程 令和 6 年11月 1 日から11月15日まで(実施日 5 日間)

6 監査の結果

令和6年度における定期監査を令和6年11月1日に開始し、11月15日に終了した。 定期監査は、令和6年度郡上市監査計画に基づき、各部局における主要事業の実 施状況及び予算執行状況について把握することを目的として行った。

監査の結果は、総体的には事務の処理及び事業の執行の状況が概ね当初の計画ど おり進捗しており、市当局の不断の努力に改めて敬意を表するものである。

以下、監査結果の意見について述べることとする。

定期監査結果の意見

令和6年度予算執行状況については、令和6年9月30日現在の執行状況の監査を行い、概ね予定どおりの執行がされていることを確認した。

議会事務局

事業は予定どおり執行されており、特に意見はない。

市長公室

事業は予定どおり執行されており、特に意見はない。 総務部

事業は予定どおり執行されており、特に意見はない。 健康福祉部

事業は予定どおり執行されており、特に意見はない。 農林水産部

事業は予定どおり執行されており、特に意見はない。 **商工観光部**

事業は予定どおり執行されており、特に意見はない。 建設部

事業は予定どおり執行されており、特に意見はない。 環境水道部

事業は予定どおり執行されており、特に意見はない。 **教育委員会事務局**

事業は予定どおり執行されており、特に意見はない。 消防本部

事業は予定どおり執行されており、特に意見はない。 国民健康保険特別会計

事業は予定どおり執行されており、特に意見はない。 国民健康保険特別会計(直営診療施設勘定)

事業は予定どおり執行されており、特に意見はない。 **介護保険特別会計**

事業は予定どおり執行されており、特に意見はない。 介護サービス事業特別会計

事業は予定どおり執行されており、特に意見はない。 駐車場事業特別会計

事業は予定どおり執行されており、特に意見はない。

青少年育英奨学資金貸付特別会計

事業は予定どおり執行されており、特に意見はない。

鉄道経営対策事業基金特別会計

事業は予定どおり執行されており、特に意見はない。

後期高齢者医療特別会計

事業は予定どおり執行されており、特に意見はない。

小水力発電事業特別会計

事業は予定どおり執行されており、特に意見はない。

財産区特別会計

事業は予定どおり執行されており、特に意見はない。

水道事業会計

事業は予定どおり執行されており、特に意見はない。

下水道事業会計

事業は予定どおり執行されており、特に意見はない。

病院事業会計

事業は予定どおり執行されており、特に意見はない。

結 論

監査の結果、予算の執行管理は概ね適正に処理されており、特段不備は見られなかったが、監査を通じて気が付いた事項については以下のとおりである。

定期監査様式1「令和6年度主要事業の状況」は「令和6年度の主要事業の見通しと課題」を記載することとしているが、課題について言及していない部署が見られた。各部署におかれては、上半期の予算執行状況や施策の効果の状況分析等により課題を把握し、下半期における適切な事務遂行と課題解決に向けた取組みを進めていただきたい。

以上、定期監査結果の意見とするが、事務事業の効率的な執行に向け、今後より一層の努力を期待する。